

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築住宅課

不利益処分の内容	市営住宅入居決定の取消し						
根拠法令等及び条項	栃木市営住宅条例第10条						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 434 491 508">根拠条項</td> <td data-bbox="491 434 1361 508">栃木市営住宅条例第9条及び第10条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 508 491 582">参考事項</td> <td data-bbox="491 508 1361 582"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 582 491 685">設定等年月日</td> <td data-bbox="491 582 1361 685">                     平成22年 3月29日設定                      平成26年 2月25日最終変更                 </td> </tr> </table>	根拠条項	栃木市営住宅条例第9条及び第10条	参考事項		設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 2月25日最終変更
根拠条項	栃木市営住宅条例第9条及び第10条						
参考事項							
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 2月25日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市営住宅条例                      (入居の手続)</p> <p>第9条 入居決定者は、前条の規定による入居の決定の通知のあった日から10日以内                      (市長が特別の事情があると認める場合にあつては、市長の指定する日まで)に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人の連署する請書を提出すること。                      (2) 第12条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>(入居決定の取消し)</p>						
	<p>第10条 市長は、入居決定者が前条第1項に規定する期間内に同項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p>						